

議案第 37 号

和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

和光市勤労福祉センター条例（平成4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ及び会議室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 (2) (略)	（業務） 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ、<u>アスレチックルーム</u>及び会議室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 (2) (略) <u>（指定管理者の指定等）</u> <u>第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に次に掲げるセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。</u> <u>(1) センターの施設等の利用に係る許可に関する業務</u> <u>(2) センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務</u> <u>(3) 前条第2号に規定する事業の実施に関する業務</u> <u>(4) センターの施設等の維持管理に関する業務</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営及び管理に関し市長が必要と認める業務</u>
（利用時間） <u>第4条 施設等の利用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> 2 <u>施設等の利用時間の区分は、午前10時から1時間を単位として設定する。</u>	（利用時間） <u>第5条 センターの利用時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> 2 <u>センター（アスレチックルームを除く。）の利用時間の区分は、午前10時から1時間を単位として設定する。</u> 3 <u>アスレチックルームの利用時間の区分は、3時間を単位とする。</u>
（休館日） <u>第5条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、センターの管理上必要と認める</u>	（休館日） <u>第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとす</u>

ときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（利用許可）

第6条 施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付すことができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

(1)～(3)（略）

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第9条 市長は、センターの管理上特に支障があるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3)（略）

（使用料）

第10条 利用者は、アリーナ又は会議室を利用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 利用者は、附属設備を利用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（原状回復）

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第9条の規定により利用の停止又は利用許可の取消しを受けたときも同様とする。

る。ただし、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用の許可）

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の利用の許可をしない。

(1)～(3)（略）

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、センターの管理上特に支障があるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3)（略）

（利用料金）

第11条 利用者は、指定管理者に対して、利用料金を納入しなければならない。

2 センターの施設の利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 センターの附属設備の利用料金は、規則で定める。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、規則で定める場合その他市長が特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

（利用料金の返還）

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還するものとする。

（原状回復義務）

第14条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したときは、速やかにこれを現状に復さなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

(損害賠償) <u>第14条</u> センターを利用した者が、<u>自己の責めに帰すべき理由により、施設等をき損又は滅失したときは、市長の定める損害を賠償しなければならない。</u> <u>第15条</u> (略)	(損害賠償) <u>第15条</u> 利用者は、故意又は過失により<u>センターの施設等を棄損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</u> <u>第16条</u> (略)
--	---

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

和光市勤労福祉センター使用料

(単位 円)

施設名		利用区分	1時間当たりの使用料
アリーナ		アマチュアのスポーツ又はレクリエーションで利用する場合	1, 290
		その他の場合	1, 930
会議室	和室A		520
	和室B		370
	会議室A		820
	会議室B		720

備考

- 1 利用時間には、利用者側において利用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 2 市民（市内に勤務し、又は通学する者を含む。以下同じ。）以外の者を主たる対象として利用する場合のアリーナ又は会議室の使用料の額は、施設名の区分ごとに定める使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 アリーナ又は会議室の利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合又は営利、宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の使用料の額は、施設名の区分ごとに定める使用料の額（備考2に定める利用の場合は、当該規定に定める額とする。）に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和4年6月9日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

施設の利用について、アスレチックルームを廃止してアリーナ、会議室等の貸し室機能に絞り、指定管理者制度から市直営による業務委託の方式に改めたいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。